



〈子育て世帯の生活を支援〉

物価高対応 子育て応援手当を 支給します

物価高による影響が長期化する中で、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、手当を支給します。

詳しくは、本子ども支援課(☎②2415)へ。

■ **支給対象** 平成19年4月2日～令和8年3月31日(火)の間に生まれた児童を養育している人

■ **支給額** 児童1人につき2万円

■ **受給までの流れ** 申請が必要な人と不要な人がいます。次の①～④のうち該当するものを確認してください(申請の受付期間・支給時期は下表のとおり)

①令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童は10月分)の児童手当を市から受給した人

申請不要で受給できます。

②令和7年9月30日時点での市に住民登録があつた公務員で、令和7年9月分の児童手当を所属から受給した人

申請不要で受給できます。

月上旬に市から対象となる人へ事前通知を送付し、2月中旬から下旬に児童手当と同じ口座に手当を支給します。

なお、手当を受け取らない人および受取口座を変更したい人は、事前通知を確認の上、こども支援課へ連絡してください。

③市に住民登録がある人で、令和7年10月1日～令和8年3月31日までに申請してください。

申請が必要です。所属庁の証明を受けてから、市に申請してください。

①令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童は10月分の児童手当を市から受給した人
申請不要で受給できます。2月上旬に市から対象となる人へ事前通知を送付し、2月中旬から下旬に児童手当と同じ口座に手当を支給します。
なお、手当を受け取らない人および受取口座を変更したい人は、事前通知を確認の上、こども支援課へ連絡してください。

支給額児童1人につき2万円
受給までの流れ申請が必要な人と不要な人がいます。次の①～④のうち該当するものを確認してください(申請の受付期間・支給時期は下表のとおり)

31日(火)の間に出生した児童の児童手当を受給する人(申請中を含む)

申請が必要です。児童手当の申請と同時に申請することがでります。すでに児童手当の認定を受けている人は、市から個別に申請案内を送付します。

受給者区分	申請手続きの 必要有無・受付期間	支給予定期間
①令和7年9月分(※1)の 児童手当受給者	申請不要	2月中旬～下旬
②公務員	要申請・ 2月1日～3月31日(火)(必着)	申請の翌月末まで
③新生児(※2)分の 児童手当受給者	要申請・ 2月1日～4月15日(水)(必着)	申請の翌月末まで
④離婚などによる 新たな児童手当受給者	要申請・ 2月16日(月)～3月31日(火)(必着)	申請の翌月末まで

※1 令和7年9月生まれの児童は令和7年10月分
※2 令和7年10月1日～令和8年3月31日の間に生まれた児童

▲市ホーム
ページは
こちら

※市ホームページから申請書を
入手し、郵送提出も可能